

平成29年12月22日
道路局高速道路課
東日本高速道路株式会社

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」
～利便性向上に向けたカードの受付開始及び無料措置期間の延長について～

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置の利便性向上のため、対象者に新たにカードを発行することといたしました。

本日より、各市町村において、順次、カードの受付を開始します。また、カードの有効期間及び無料措置期間を平成32年3月末までとします。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年4月1日より、政府として避難を指示又は勧奨している区域等にお住まいであった避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で実施しているところです。

これまで福島県及び関係市町村と協議を進めてきた結果、避難者の出口料金所の通行を迅速化するため、新たにカード（顔写真付き）を発行することとしました。現在無料措置の対象となっている方々に対し、各市町村において平成29年12月22日より順次、カードの申込受付を開始し、東日本高速道路株式会社においてカードを発行してまいります。

また、カード切替え後の継続した周知や避難者の申込みに係る負担等を踏まえ、カードの有効期限及び無料措置期間を平成32年3月末までとします。

なお、平成30年7月1日からはカードによる通行へ完全移行し、平成30年6月末までは、従前からの被災証明書等の提示による通行方法も可能とします。

カードにより、確認時間が短縮され渋滞解消に寄与するとともに、携帯性等の利便性向上が図られるものと考えています。

問い合わせ先：

[全体に関すること]

国土交通省道路局高速道路課

高速道路事業調整官 渡邊 良一（内線 38302）

課長補佐 松本 晴年（内線 38322）

（代表）TEL 03-5253-8111（課直通）TEL 03-5253-8500、FAX 03-5253-1619

[カード発行・利用に関すること]

東日本高速道路株式会社

NEXCO東日本 お客様センター TEL 0570-024-024 または TEL 03-5338-7524

原発避難者に対する無料措置の利便性向上

別紙1

- 避難者の出口料金所の通行を迅速化するため、新たにカードの発行を実施。
- カード切替後の継続した周知や避難者の申込みに係る負担等を踏まえ、カードの有効期限を2年間(平成32年3月末まで)と設定し、無料措置期間を2年延長(平成32年3月末まで)。
- 平成30年7月1日からカードによる通行へ完全移行し、カードの発行開始から平成30年6月末まで、従前からの本人を確認できる証明書等の提示による通行方法も可能。

【現状(平成24年度～)】

- 料金所の一般レーンで警戒区域等に居住していたことを証明する書面(被災者証明書等)及び本人確認書面(免許証等)を提示
- 料金所の一般レーンで証明書の住所及び本人確認を行い無料措置を適用



【利便性向上(平成30年1月～)】

- 対象者にカードを発行(顔写真付き)して、通行方法を統一
- 事前申込によりカードを発行(被災時の住所を確認)
- 料金所の一般レーンでカードのみ提示(写真により本人確認)

確認時間の短縮(通行の迅速化)により料金所の渋滞解消に寄与

※1台当たり約40秒から約20秒に短縮

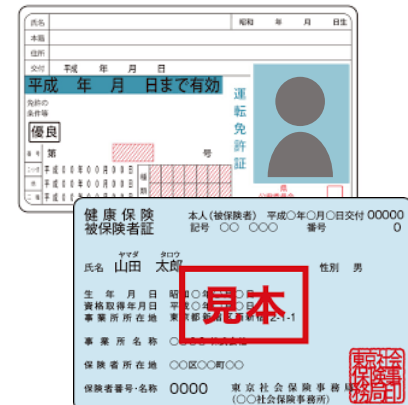
証明書のカード化(1枚に集約)により携帯性等の利便性向上

【料金所での提示書面】

- 従前の提示書類



(被災時の住所確認)



(本人確認)



- 今後カードのみ提示



カードの申込み及び発行に関する問い合わせについて

1. カード申込みに関する市町村別受付開始時期及び問い合わせ先

飯 館 村	<p>受付開始時期：平成29年12月22日 問い合わせ先：住民課住民係 TEL 0244-42-1618 申込受付住所：960-1892 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1</p>
葛 尾 村	<p>受付開始時期：平成29年12月22日</p> <p>【葛尾村役場】 問い合わせ先：住民生活課住民生活係 TEL 0240-29-2112 申込受付住所：979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16</p> <p>【三春出張所】 問い合わせ先：TEL 0247-61-2850 申込受付住所：963-7719 福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田 287-1</p>
大 熊 町	<p>受付開始時期：平成29年12月22日</p> <p>【会津若松出張所】 問い合わせ先：住民課 TEL 0120-26-3844 申込受付住所：965-0873 福島県会津若松市追手町 2-41</p> <p>【いわき出張所】 問い合わせ先：TEL 0120-26-5671 申込受付住所：970-1144 福島県いわき市好間工業団地 1-43</p> <p>【中通り連絡事務所】 問い合わせ先：TEL 0120-24-1013 申込受付住所：963-8035 福島県郡山市希望ヶ丘 11-10</p> <p>【大川原連絡事務所】 問い合わせ先：TEL：0120-23-1095 申込受付住所：979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1138-2</p>
伊 達 市	<p>受付開始時期：平成29年12月25日 問い合わせ先：市長直轄放射能対策課 TEL 024-575-1126 申込受付住所：960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地</p>
川 俣 町	<p>受付開始時期：平成29年12月25日 問い合わせ先：原子力災害対策課 TEL 024-566-2111 申込受付住所：960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地</p>

<p>檜葉町</p>	<p>受付開始時期：平成30年1月9日</p> <p>【檜葉町役場】 お問い合わせ先：くらし安全対策課 TEL 0240-23-6109 申込受付住所：979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6</p> <p>【いわき出張所】 お問い合わせ先：TEL 0246-25-5561 申込受付住所：970-8036 福島県いわき市平谷川瀬1丁目1-1</p> <p>【会津美里出張所】 お問い合わせ先：TEL 0242-54-6444 申込受付住所：969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里 97</p>
<p>富岡町</p>	<p>受付開始時期：平成30年1月9日</p> <p>【富岡町役場】 お問い合わせ先：住民課 TEL 0240-22-2111 申込受付住所：979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の1</p> <p>【いわき支所】 お問い合わせ先：TEL 0240-22-2111 申込受付住所：970-8024 福島県いわき市平北白土字宮前 8 番地</p> <p>【郡山支所】 お問い合わせ先：TEL 0240-22-2111 申込受付住所：963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮 48-5</p>
<p>広野町</p>	<p>受付開始時期：平成30年1月9日</p> <p>お問い合わせ先：環境防災課 TEL 0240-27-2114 申込受付住所：979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35</p>
<p>浪江町</p>	<p>受付開始時期：平成30年1月10日</p> <p>【浪江町役場】 お問い合わせ先：ふるさと帰還通行カード担当 TEL 0240-34-2111 申込受付住所：979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2</p> <p>【二本松事務所】 お問い合わせ先：ふるさと帰還通行カード担当 TEL 0243-62-0123 申込受付住所：964-0984 福島県二本松市北トロミ 573 番地 (二本松市平石高田第二工業団地内)</p>

南相馬市	<p>受付開始時期：平成30年1月10日</p> <p>【南相馬市役所】 お問い合わせ先：復興企画部 被災者支援・定住推進課 TEL 0244-24-5223 申込受付住所：975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27</p> <p>【小高区役所】 お問い合わせ先：小高区 市民福祉課 TEL 0244-44-6711 申込受付住所：979-2195 福島県南相馬市小高区本町二丁目 78</p> <p>【鹿島区役所】 お問い合わせ先：鹿島区 市民福祉課 TEL 0244-46-2113 申込受付住所：979-2392 福島県南相馬市鹿島区西町一丁目 1</p>
川内村	<p>受付開始時期：平成30年1月15日</p> <p>お問い合わせ先：住民課住民係 TEL 0240-38-2113 申込受付住所：979-1292 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24</p>
田村市	<p>受付開始時期：平成30年1月15日</p> <p>【田村市役所】 お問い合わせ先：市民部市民課 TEL 0247-82-1112 申込受付住所：963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2</p> <p>【滝根行政局】 お問い合わせ先：市民課 TEL 0247-78-2111 申込受付住所：963-3692 福島県田村市滝根町神俣字関場 118 番地</p> <p>【大越行政局】 お問い合わせ先：市民課 TEL 0247-79-2111 申込受付住所：963-4192 福島県田村市大越町上大越字水神宮 62 番地 1</p> <p>【都路行政局】 お問い合わせ先：市民課 TEL 0247-75-2111 申込受付住所：963-4701 福島県田村市都路町古道字本町 33 番地 4</p> <p>【常葉行政局】 お問い合わせ先：市民課 TEL 0247-77-2111 申込受付住所：963-4692 福島県田村市常葉町常葉字町裏 1 番地</p>

双 葉 町	<p>受付開始時期：平成30年1月15日</p> <p>【いわき事務所】 問い合わせ先：総務課 TEL 0246-84-5201 申込受付住所：974-8212 福島県いわき市東田町2丁目19-4</p> <p>【郡山支所】 問い合わせ先：生活支援課 TEL 024-973-8090 申込受付住所：963-8024 福島県郡山市朝日1丁目20-2</p> <p>【埼玉支所】 問い合わせ先：生活支援課 TEL 0480-53-7780 申込受付住所：347-0105 埼玉県加須市騎西36-1（加須市騎西総合支所内）</p>
-------------	--

※各市町村の受付開始時期及び問い合わせ先について、12月22日（金）時点のものであり、今後、変更される可能性があります。

2. カード発行に関する問い合わせ先（東日本高速道路株式会社）

問い合わせ先：NEXCO東日本お客さまセンター

TEL 0570-024-024 または 03-5338-7524（24時間オペレーターが対応）

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置

1. 対象車両

- ①対象者：原発事故による避難者（被災時に警戒区域^{※1}等を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方）
- ②対象車種：全車種（避難者が運転又は同乗している車両）
- ③対象走行：福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域

2. 対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、 矢吹、白河、加須 ^{かぞ} ※2、福島ジャンクション
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高 原、磐梯河東 ^{かわひがし} 、会津若松 ^{ばんげ} 、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯 本、いわき勿来 ^{なこそ} 、桜土浦※2、常磐富岡、新地、浪江

（※2）福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

3. 出口料金所で提示が必要な書面等

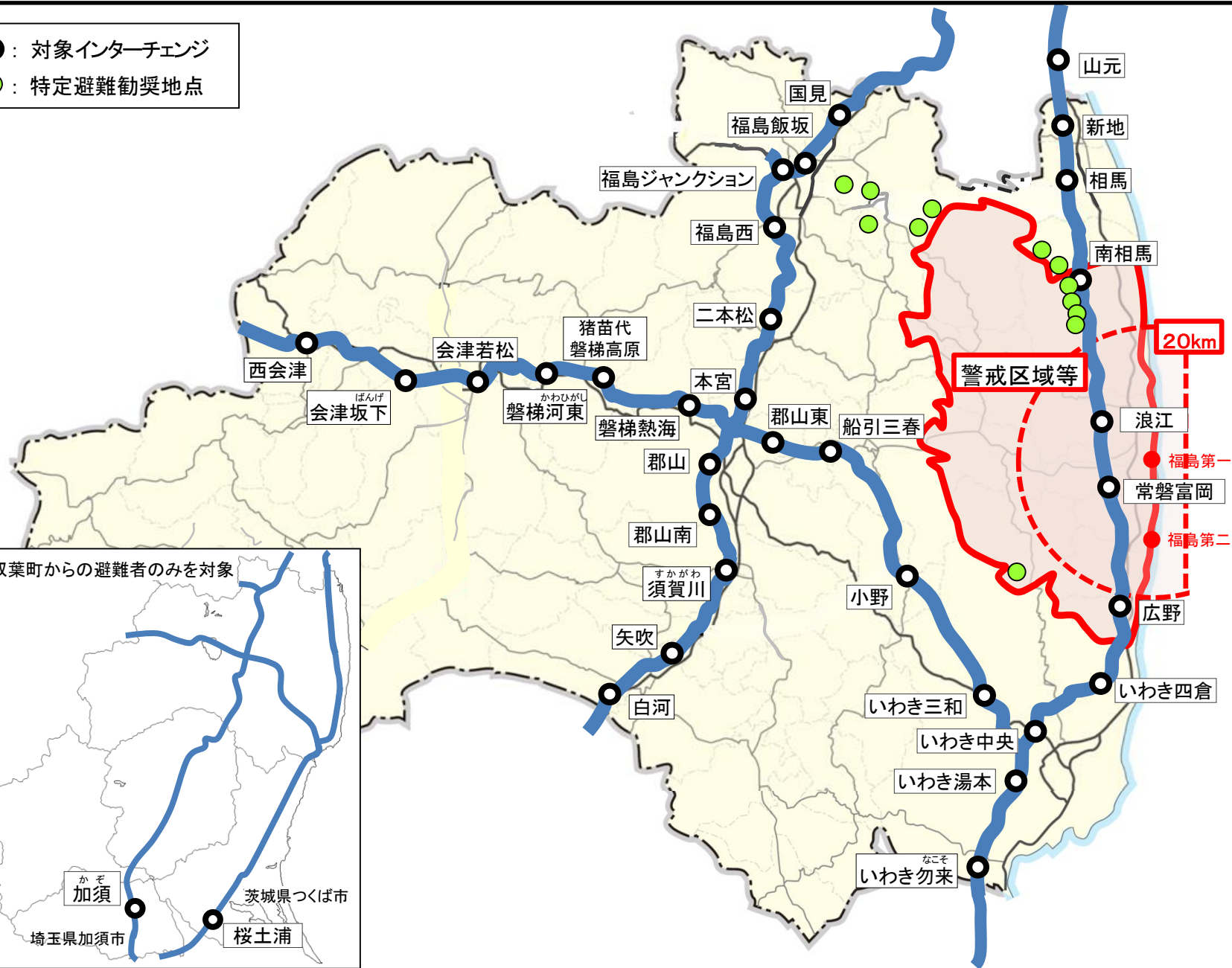
入口料金所で受け取った通行券とあわせて、東日本高速道路株式会社が発行する「ふるさと帰還通行カード」の提示が必要となります。

なお、平成30年6月末までは入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面を提示する場合も通行可能です。(原本の提示が必要: コピー不可)

確認事項	必要書面
避難元	○被災時に警戒区域等を生活の本拠としていた方 被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことを証明する書面 〔運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票の写し、被災証明書、 罹災証明書等の公的機関が発行するもの〕 ○居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方 特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

対象インターチェンジ

- : 対象インターチェンジ
- : 特定避難勧奨地点



※双葉町からの避難者のみを対象

